

京都信用保証協会による中小企業・小規模事業者のための

事業承継支援

あなたの悩みを3つのメニューで解決します！

京都信用保証協会の3つの事業承継支援メニュー

事業承継支援メニュー

1 専門家派遣事業による支援

無料

事業承継支援メニュー

2 関係機関との連携支援

事業承継支援メニュー

3 事業承継専用の保証制度による支援

あなたの企業の一員に



京都信用保証協会

CREDIT GUARANTEE CORPORATION OF KYOTO

(代表者・後継者)
中小企業者



まずは、事業承継の様々な悩みを当協会へご相談ください

- ① 経営の悩み**
 - 後継者が育たない
 - 内部管理体制の整備ができていない
- ② 後継者の悩み**
 - 事業を継続したいが、後継者がいない
- ③ 資金調達の悩み**
 - 株式を後継者へ譲渡したい
 - 事業用資産を取得したい



あなたの悩みを 3 つの事業承継支援メニューで解決!

- 連携** **専門家**
 - 中小企業診断士、税理士、公認会計士等
- 連携** **関係機関**
 - 京都府事業引継ぎ支援センター
 - 京都中小企業事業継続・創生支援センター
- 連携** **金融機関**

円滑な事業承継



「① 経営の悩み」を“専門家派遣”で解決!

メニュー 1 専門家派遣事業による支援

当協会をご利用いただいているお客様に中小企業診断士・税理士・公認会計士等の外部専門家を派遣し、事業承継に係る経営アドバイスを行います。

また、希望があれば、事業承継計画の策定支援も行います。
当派遣事業にかかる費用は全て保証協会が負担します。

専門家派遣事業 (京都バリューアップサポート)

無料

6つの特徴

- ① 専門家への報酬は、当協会が全額負担します
- ② 専門家がみなさまの事務所に伺います
- ③ 1回～12回まで選べます。お忙しい方には1日お手軽コースをご用意しています
- ④ 派遣実績が豊富です
平成24年より実施し、たくさんのお申込みをいただいています
- ⑤ 新しい気づきを得た、やる気が出たなど、ご好評をいただいています
- ⑥ 派遣終了後も継続して京都信用保証協会がしっかりサポートしていきます



※京都バリューアップサポートは、当協会の保証利用者のみご利用できます。ご注意ください。

「② 後継者の悩み」を“関係機関との連携”で解決!

メニュー 2 関係機関との連携支援

(1) 京都府事業引継ぎ支援センターとの連携支援

■ 京都府事業引継ぎ支援センターの主な取組み

M&A相談

事業承継の解決策として増加している中小企業のM&Aについて、事前の注意点から専門機関への橋渡しまで、ワンストップでサポート

広域マッチング

全国各都道府県にある事業引継ぎ支援センターとのネットワークを活かし、地域の枠を超えた企業間マッチングを実施

専門家による無料相談

事業承継に関わる各課題を事業承継の豊富な経験を持つ専門家が常駐してアドバイス

事業引継ぎ支援セミナー

事業承継計画策定や他社の事例学習など、事業承継に役立つテーマでセミナーを開催

(2) 京都中小企業事業継続・創生支援センターとの連携支援

■ 京都中小企業事業継続・創生支援センターの主な取組み

後継者マッチング事業

後継者を探している経営者と起業家の出会いの場を提供

後継者バンク事業

後継者を目指す意欲的な起業家等を登録し、情報を提供

事業継続相談対応

事業継続に関する課題についてコーディネーターが対応

京都起業・承継ナビ

府内の産業支援機関の支援情報をタイムリーに発信

<http://www.jigyo-keizoku.jp>



「③ 資金調達の悩み」を“保証制度”で解決!

メニュー 3 事業承継専用の保証制度による支援

(1) 事業承継サポート保証

ポイント! 後継者が持株会社を設立、代表者となり、持株会社が事業会社の株式を取得することで、事業承継を円滑に進めることができる制度です。

(2) 経営承継関連保証

ポイント! 経営承継円滑化法に基づき、経営者の死亡又は退任等に起因する経営の承継に伴い、議決権株式や事業用資産等の取得等多額の費用を要する事由が生じ、事業活動の継続に支障が生じることについて経済産業大臣の認定を受けた中小企業者を対象とし、事業承継に係る資金を通常の保証枠とは別枠で借入することができる制度です。

(3) 特定経営承継関連保証

ポイント! 経営承継円滑化法に基づき、経営者の死亡又は退任等に起因する経営の承継に伴い、株式等や事業用資産等の取得等多額の費用を要する事由が生じ、事業活動の継続に支障が生じることについて経済産業大臣の認定を受けた会社を承継した代表者個人を対象とし、事業承継に係る資金を借入することができる制度です。

(4) 経営承継準備関連特別保証制度

ポイント! 経営承継円滑化法に基づき、後継者確保困難等の事由に起因する経営の承継を行うため、当該承継に不可欠な資産の譲受けを行うことについて経済産業大臣の認定を受けた中小企業者を対象とし、事業承継に係る資金を通常の保証枠とは別枠で借入することができる制度です。

(5) 特定経営承継準備関連保証制度

ポイント! 経営承継円滑化法に基づき、後継者確保困難等の事由に起因する経営の承継を行うため、当該承継に不可欠な資産の譲受けを行うことについて経済産業大臣の認定を受けた当該承継を受ける事業を営んでいない個人を対象とし、事業承継に係る資金を借入することができる制度です。

※ご利用にあたっては、金融機関及び保証協会の審査があり、ご希望に添えない場合があります。
※事業承継については上記協会保証制度の他、京都府・京都市中小企業融資制度があります。制度内容等詳細についてはお問い合わせください。

〈お問合せ・ご相談窓口〉

● 事業承継サポートデスク ●

専用ダイヤル **TEL (075) 354-1018**

当協会では、中小企業のみなさまの事業承継をサポートするため「事業承継サポートデスク」を設置しています。事業承継に係る専門家の派遣から資金調達の相談、事業承継計画の策定など、金融と経営の一体的支援により中小企業のみなさまをサポートします。

どうぞお気軽にご相談ください。

ホームページをご覧ください

当協会ホームページでは、タイムリーな情報を随時更新しております。
また、保証料シミュレーションや、お客様から多く寄せられるお問合せに対するQ&Aコーナーなども設けておりますので、ぜひご利用ください。

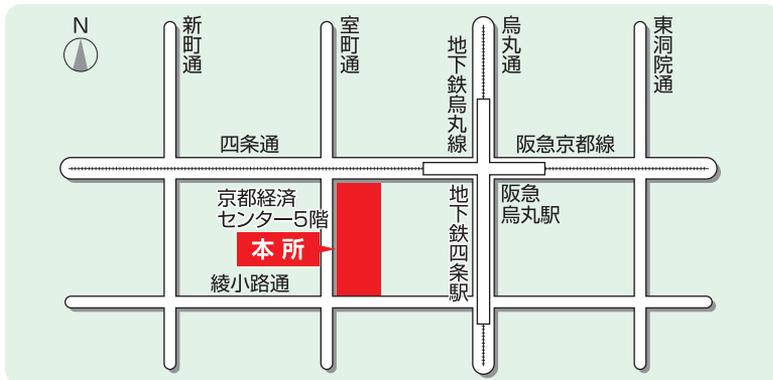
<http://www.kyosinpo.or.jp/>

京都信用保証協会

検索



● 本所



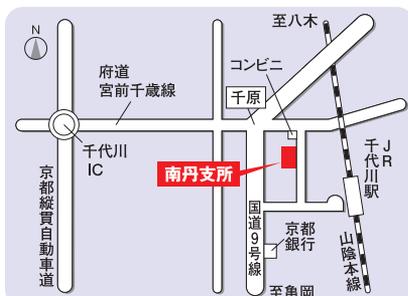
〒600-8009
京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町78番地 京都経済センター5階
■業務区域/京都市、向日市、長岡京市、乙訓郡
TEL (075) 354-1011 FAX (075) 354-1061

● 山城支所



〒611-0033
宇治市大久保町上ノ山37-3
■業務区域/宇治市、城陽市、八幡市
京田辺市、木津川市、相楽郡、
綴喜郡、久世郡
TEL(0774)43-8822 FAX(0774)43-8899

● 南丹支所



〒621-0052
亀岡市千代川町千原2丁目6番11号
■業務区域/亀岡市、南丹市、船井郡
TEL(0771)22-1041 FAX(0771)22-6737

● 中丹支所



〒620-0804
福知山市石原2丁目24番地
■業務区域/福知山市、綾部市、舞鶴市
TEL(0773)27-6156 FAX(0773)27-6158

● 丹後支所



〒629-2503
京丹後市大宮町周枳2226番地3
■業務区域/宮津市、京丹後市、与謝郡
TEL(0772)68-0601 FAX(0772)68-0613